算式

（0.15×G＋0.15×H＋0.15×Ｉ＋0.1125×Ｊ＋0.1125×K＋0.1125×Ｌ＋0.1125×M＋0.05×N＋0.05×O）×0.544

0.15×G、0.15×H、0.15×Ｉ、0.1125×Ｊ、0.1125×K、0.1125×Ｌ、0.1125×M、0.05×N及び0.05×Oに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（0.15×G＋0.15×H＋0.15×Ｉ＋0.1125×Ｊ＋0.1125×K＋0.1125×Ｌ＋0.1125×M＋0.05×N＋0.05×O）×0.544に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

附則第十九条の十四第七項の表都道府県の項算式の符号Ｇ算式Ⅰ中「33.51」を「39.16」に、「＋0.09」を「－0.02」に改め、同項算式の符号Ｇ算式Ⅰの符号Ｋ中「平成21年から平成23年まで」を「平成22年から平成24年まで」に改め、同項算式の符号Ｇ算式Ⅰの符号Ⅰ中「平成22年から平成24年まで」を「平成23年から平成25年まで」に改め、同項算式の符号Ｈ算式Ⅱ中「23.06」を「25.94」に、「1.65」を「0.24」に改め、同項算式の符号Ｈ算式Ⅱの符号Ⅲ中「平成20年から平成22年までの各年」を「平成22年及び平成24年」に改め、「製造品出荷額」の下に「並びに経済センサス活動調査規則によつて公表された平成23年における製造品出荷額」を加え、同項算式の符号Ｈ算式Ⅱの符号Ⅱ中「工業統計調査規則によつて公表された平成21年及び平成22年における製造品出荷額並びに」を削り、「平成23年における製造品出荷額」の下に「並びに工業統計調査規則によつて公表された平成24年及び平成25年における製造品出荷額」を加え、同項算式の符号Ｋからｎまでを次のように改める。

Ｋ　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅴ

$$K=329.35\times(t-s)\times\frac{1}{5}-0.32$$

$(t-s)\times\frac{1}{5}$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅴの符号

ｓ　国勢調査によつて公表された平成17年10月１日現在における25歳から44歳までの女性の就業者数を同年の25歳から44歳までの女性の人口で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

ｔ　国勢調査によつて公表された平成22年10月１日現在における25歳から44歳までの女性の就業者数を同年の25歳から44歳までの女性の人口で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

Ｌ　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅵ

$$L=120.36\times\left(\frac{v-u}{u}\right)\times\frac{1}{3}+2.13$$

$\left(\frac{v-u}{u}\right)\times\frac{1}{3}$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅵの符号

ｕ　経済センサス基礎調査規則によつて公表された平成21年７月１日現在における民営従業者数

ｖ　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成24年２月１日現在における民営従業者数

Ｍ　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅶ

$$M=127.31\times\left(\frac{x-w}{w}\right)\times\frac{1}{3}+3.46$$

$\left(\frac{x-w}{w}\right)\times\frac{1}{3}$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅶの符号

ｗ　経済センサス基礎調査規則によつて公表された平成21年７月１日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）

ｘ　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成24年２月１日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）

Ｎ　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅷ

$$N=6.83\times\left(\frac{z-y}{y}\right)+0.21$$

$\frac{z-y}{y}$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅷの符号

ｙ　宿泊旅行統計調査によつて公表された平成23年及び平成24年における年間の延べ宿泊者数の合計数を２で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

ｚ　宿泊旅行統計調査によつて公表された平成24年及び平成25年における年間の延べ宿泊者数の合計数を２で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

附則第十九条の十四第七項の表都道府県の項算式の符号Ｏを次のように加える。

Ｏ　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。）